

重要事項説明書

(小規模多機能つどいの郷八重桜)

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成 25 年 3 月 25 日釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員 設備及び運営の基準等に関する条例第 108 条（準用）第 9 条釧路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 65 条（準用）第 1 1 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	日成工業株式会社
主たる事務所の所在地	釧路市興津 2 丁目 29 番 44 号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 池田 郁乃
電話番号	☎ 0154-64-5475 0154-64-5476
ホームページ	http://kigyounet.asagaol

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	小規模多機能つどいの郷八重桜
指定事業所番号	0194100368
所在地	釧路市鶴野東 3 丁目 25 番 6 号
電話番号	☎0154-53-8039 Fax0154-53-8139
出張所の名称	日成工業株式会社 介護事業部
所在地	釧路市鶴野東 2 丁目 22 番 8 号
電話番号	☎0154-53-1032 Fax0154-53-1032
営業日	365 日 無休
営業時間	24 時間営業
通常の事業の実施地域	釧路市西部地区
登録定員	25 名 (通いサービス定員 15 名、泊りサービス定員 9 名)

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域の中で暮らし続けられる生活の支援を目的としています。
運営の方針	介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような支援を提供し、その置かれている環境を踏まえて、通い訪問宿泊を柔軟に組支援します。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格者	員数名	勤務の体制
管理者	初任者研修	1人	常勤兼務1名 午前9時～午後18時
介護従業者	ヘルパー2級課程を修了 介護職員基礎研修 介護福祉士等	12人	常勤8名、非常勤8名 午前9時～午後18時 午後18時～午前9時
	看護師又は准看護師	1人	非常勤1名(看護師) 1日7時間程度
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	非常勤1名 午前9時～午後18時

令和7年4月1日現在

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
介護予防小規模多機能型居宅介護サービス	食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話 移動介助 休養 通院の介助等	保険適用部分	1ヵ月 要支援1 要支援2	定額制 3,450円 (6,900円) (10,350円) 6,972円 (13,944円) (20,916円)
小規模多機能型居宅介護サービス	同上	同上	1ヵ月 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	10,458円 (20,916円) (31,374円) 15,370円 (30,740円) (46,110円) 22,359円 (44,718円) (67,077円) 24,677円 (49,354円) (74,031円) 27,209円 (54,418円) (81,627円)
食事の提供に関する費用	食事の準備 食事摂取の介助等	保険給付外	1回朝夜 昼 (おやつ代)	500円 600円 1500円/月
宿泊に要する費用	日常生活上の世話や機能訓練を提供	保険給付外	1泊	2,300円
光熱費(別途)	4月～9月まで 10月～5月まで	保険給付外	1日 1日	300円 500円
おむつ代 雑費他	利用者に応じて提供します。	保険給付外	1枚	実費

※新型コロナウイルス感染症に対するための特定の評価

・新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として 全てのサービスについて
令和3年9月末までの間 基本報酬に0,1%上乗せする。

【利用料金のお支払方法】

原則 口座引落収納代行（明治安田システムテクノロジー株式会社）を利用させていただきます。

振込 大地みらい信用金庫 鳥取西支店 普通預金 1141238
名義人 日成工業株式会社 代表取締役 池田 郁乃

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業地域外の送迎に要する費用は実費を頂きます。自動車送迎の場合は、キロあたり 50 円とします。

7 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口 八重桜内	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 土日 午前 9 時～午後 4 時 ご利用方法 電話 0154-53-8039 面接場所 事業所内 担当者 池田郁乃 三河秀治 高橋友春
北海道国民健康保険団体 連合会	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 011—231-5175
釧路市 市役所 介護高齢課	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0154-31-4598 面接場所 市役所介護高齢課

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

【医療機関協力】 悟啓会なかざわ医院 釧路市鳥取大通 5-8-11 電話 53-1001
あかつき総合歯科 釧路市愛国西 1-13-1 電話 65-8241
ちば内科クリニック 釧路市大楽毛 2 丁目 2-27 電話 64-6650
道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり 釧路市堀川町 8-43 電話 24-1165

9 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	各職員によりすみやかに通報します。 緊急連絡網の作成等
----------------------	--------------------------------

年 2 回の避難訓練の実施をいたします。

【消火設備】 消火器 火災報知機 警報器付き拡声器 誘導灯 非常灯
スプリンクラー（外部表示灯付き）

【 会社の概要 】

社名 日成工業株式会社
資本金 10,000,000 円
社員数 50 名（契約社員含む）
設立 昭和 46 年 7 月 介護部門 平成 21 年 7 月
所在地 【本社】 釧路市興津 2 丁目 29 番 44 号 【施設】 釧路市鶴野東 3 丁目 25 番 6 号
代表者 【代表取締役】 池田 郁乃

10 サービス利用にあたっての留意事項

他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

所持金品は、自己の責任で管理してください。

事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

11 ICT 機器等の使用について

当事業所では利用者様の状態を映像で確認できる見守りカメラを居室に設置しております。これらの機器を以下の目的で利用いたします。

- 1 生活習慣や状態を把握するため
- 2 利用者様の体調変化への気づき
- 3 適したケアプランの検討及びその効果の検証等

12 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

【 事業内容 】

小規模多機能型居宅介護事業 介護予防小規模多機能型居宅介護事業
福祉相談業務 住宅型有料老人ホーム事業 認知症対応型共同生活介護事業
前略号に附帯する一切の業務

【事業者】

日成工業株式会社

釧路市興津 2 丁目 29 番 44 号

代表取締役 池田 郁乃 印

【事業所】

小規模多機能つどいの郷八重桜

釧路市鶴野東 3 丁目 25 番 6 号 (指定番号:0194100368)

施設統括 池田 郁乃

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

住所

利用者氏名 _____ 印

住所

署名代行者氏名 _____ 印

住所

署名保証者氏名 _____ 印

小規模多機能つどいの郷 八重桜 算定加算一覧表

加算名	単位数	算定要件
初期加算	30 単位／日	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間及び 30 日を超える病院又は診療所への入院後に小規模多機能居宅介護の利用を再び開始した場合。
見直し 認知症加算（Ⅰ） （介護予防を除く）	920 単位／月	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は1以上、20 人以上の場合は1に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定
見直し 認知症加算（Ⅱ） （介護予防を除く）	500 単位／月	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
見直し 認知症加算（Ⅲ） （介護予防を除く）	760 単位／月	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して 小規模多機能居宅介護を行った場合
見直し 認知症加算（Ⅳ） （介護予防を除く）	460 単位／月	要介護状態区分が要介護 2 であるものであっても 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合

看護職員配置加算

加算名	単位数	算定要件
看護職員配置加算（Ⅰ）	900 単位／月	常勤かつ専従の看護師を 1 名以上配置していること
看護職員配置加算（Ⅱ）	700 単位／月	常勤かつ専従の准看護師を 1 名以上配置していること。
看護職員配置加算（Ⅲ） 平成 27 年 4 月 1 日より新設	480 単位／月	看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置していること。

総合マネジメント体制強化加算(短期利用除く)

加算名	単位数	算定要件
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) 令和6年4月1日より見直し	1,200 単位/月	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協同により、随時適切に見直しを行っていること。 利用者地域における多様な活動が確保されるように日常的に地域住民等との交流を図り利用者の状態に応じて地域行事や活動に積極的に参加していること。
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ) 令和6年4月1日より見直し	800 単位/月	

若年性認知症利用者受入加算

加算名	単位数	算定要件
若年性認知症利用者受入加算 平成30年4月1日より新設	介護 800 単位/月 予防 450 単位/月	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

サービス提供体制強化加算

加算名	単位数
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 平成27年4月1日新設	750 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 名称変更	640 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	350 単位/月

介護職員処遇改善加算 <見直し>

加算名	単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 令和6年6月1日施行	所定単位数 14.9%を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数 14.6%を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数 13.4%を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数 10.6%を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (1~(14))	現行の3加算の取得状況に基づく加算率

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

加算名	単位数	算定要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に 5%を加算	別に厚生労働大臣の定める地域(※3)に居住する利用者に対し通常の事業の実施地域を超えてサービス提供を行った場合。

中山間地域等の小規模事業所加算

加算名	単位数	算定要件
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数に 10%を加算	別に厚生労働大臣の定める地域(※2)に所在する事業所がサービス提供を行った場合等。

特別地域加算

加算名	単位数	算定要件
特別地域 小規模多機能型居宅介護加算	所定単位数に 15%を加算	厚生労働省の定める地域(※1)に所在する事業所がサービス提供を行った場合